◎新潟県告示第1659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営佐々木南部郷地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月16日

新潟県新発田地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成26年12月17日から平成27年１月22日まで

３　縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。